

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 19日

愛知県知事 殿

名古屋市東区東桜1丁目1番10号
(アーバンネット名古屋ビル)

大同特殊鋼株式会社

代表取締役

社長執行役員 清水 哲也

提出者

住所:大同特殊鋼株式会社生産本部知多工場

氏名:生産本部知多工場長 追間 保弘

電話番号:0562-33-3529

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2024年度の特別管

理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	知多工場
事業場の所在地	愛知県東海市元浜町39
事業の種類	22:鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	19,110.64t	全処理委託量	16,482.64t
自ら再生利用を行いう 特別管理産業廃棄物の量	3,000.00t	優良認定処理業者への 処理委託量	557.64t
自ら熱回収を行いう 特別管理産業廃棄物の量	0.00t	再生利用業者への 処理委託量	15,010.64t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行いう 特別管理産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00t

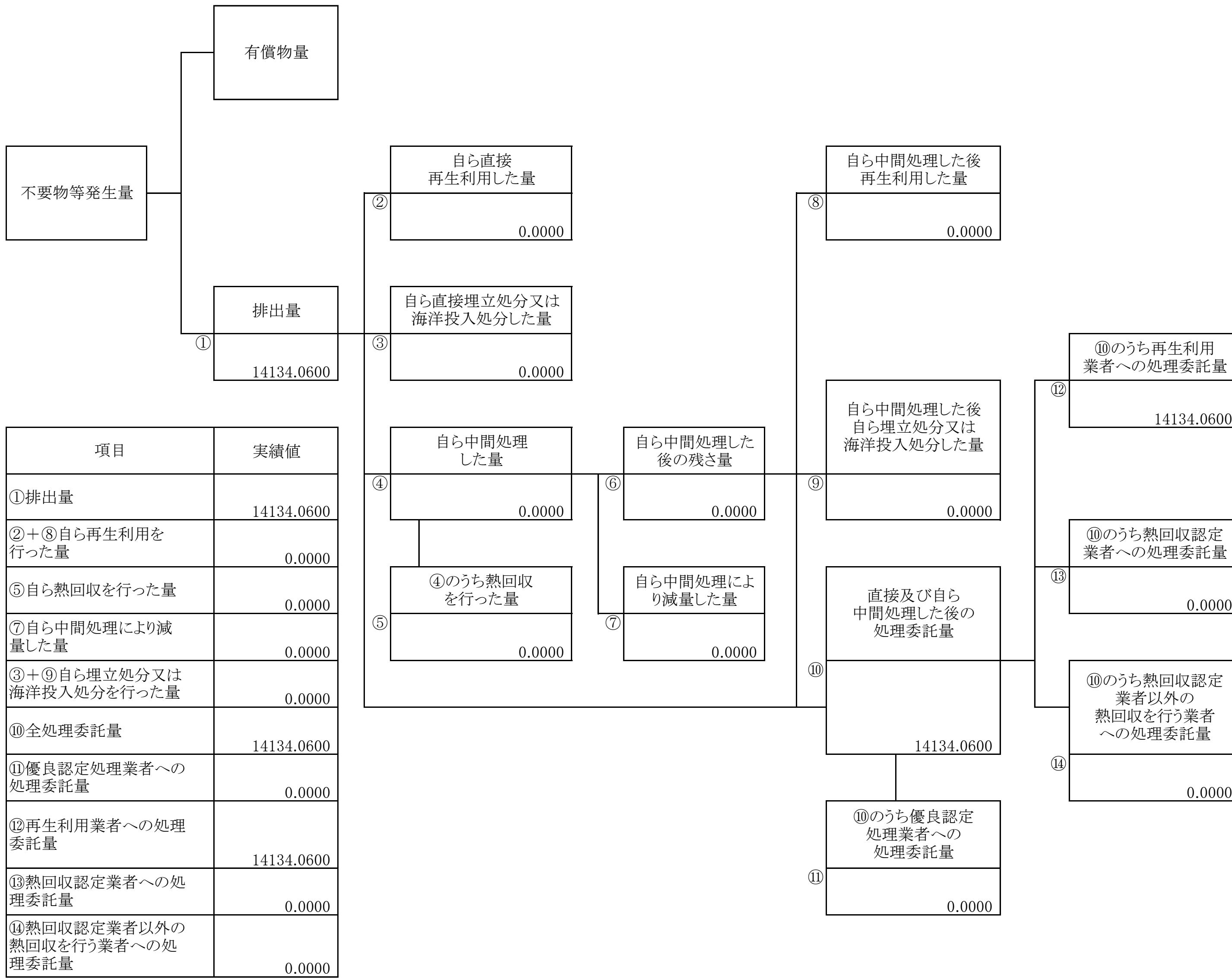
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度	20,025t 19,679t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト導入済		
※事務処理欄		

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

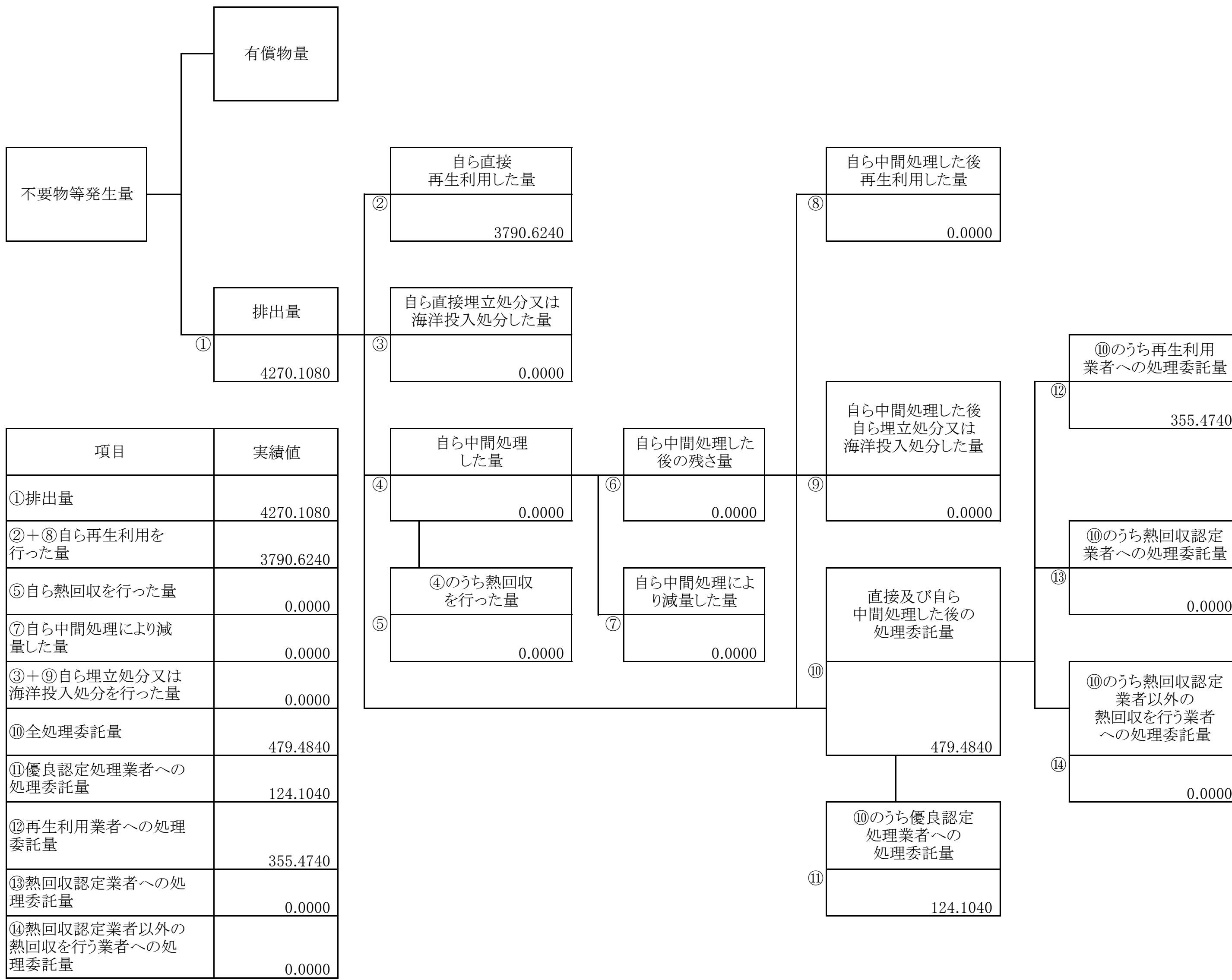
(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害ばいじん)



(第2面)

計画の実施状況

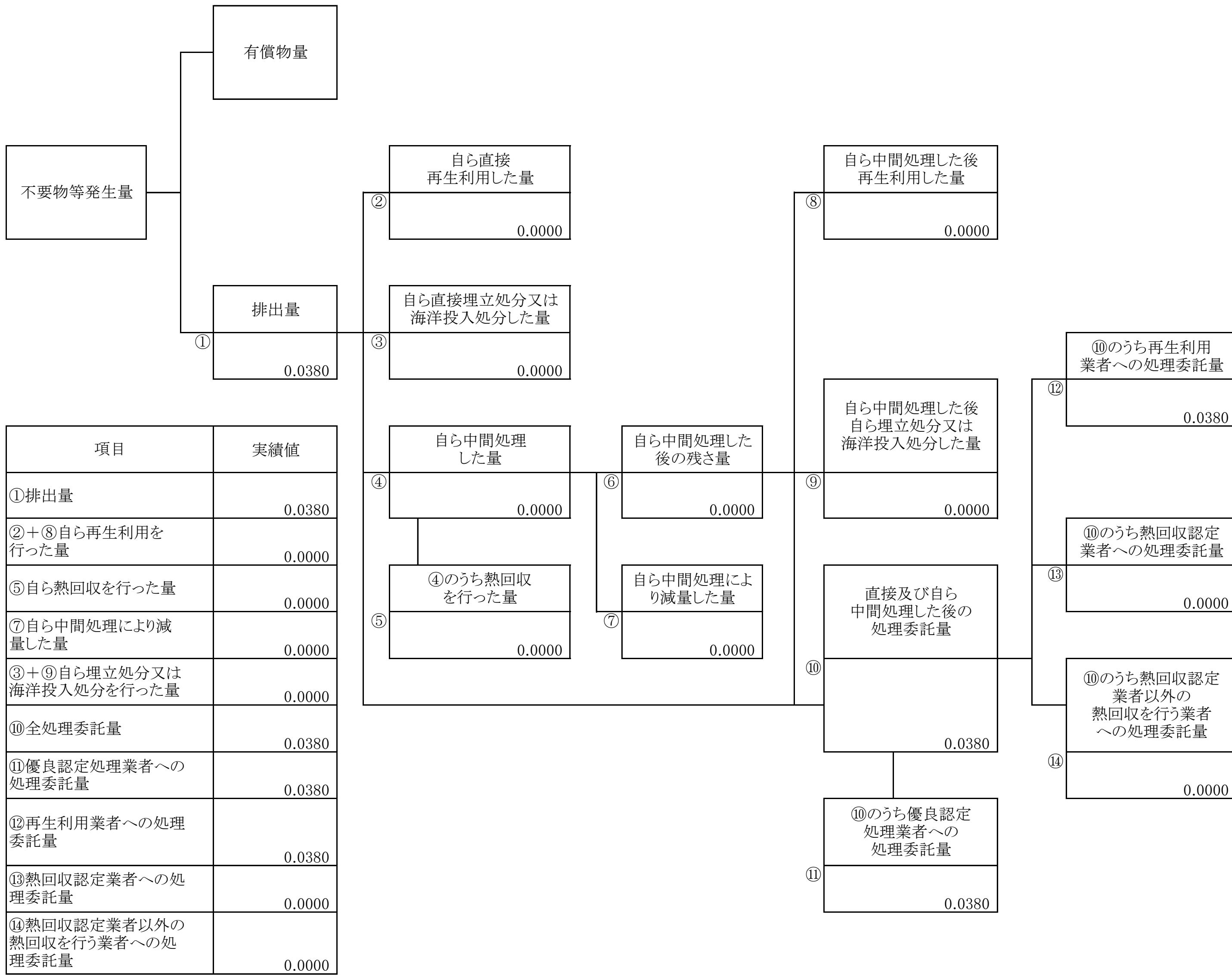
(特別管理産業廃棄物の種類:腐食性廃酸)



(第2面)

計画の実施状況

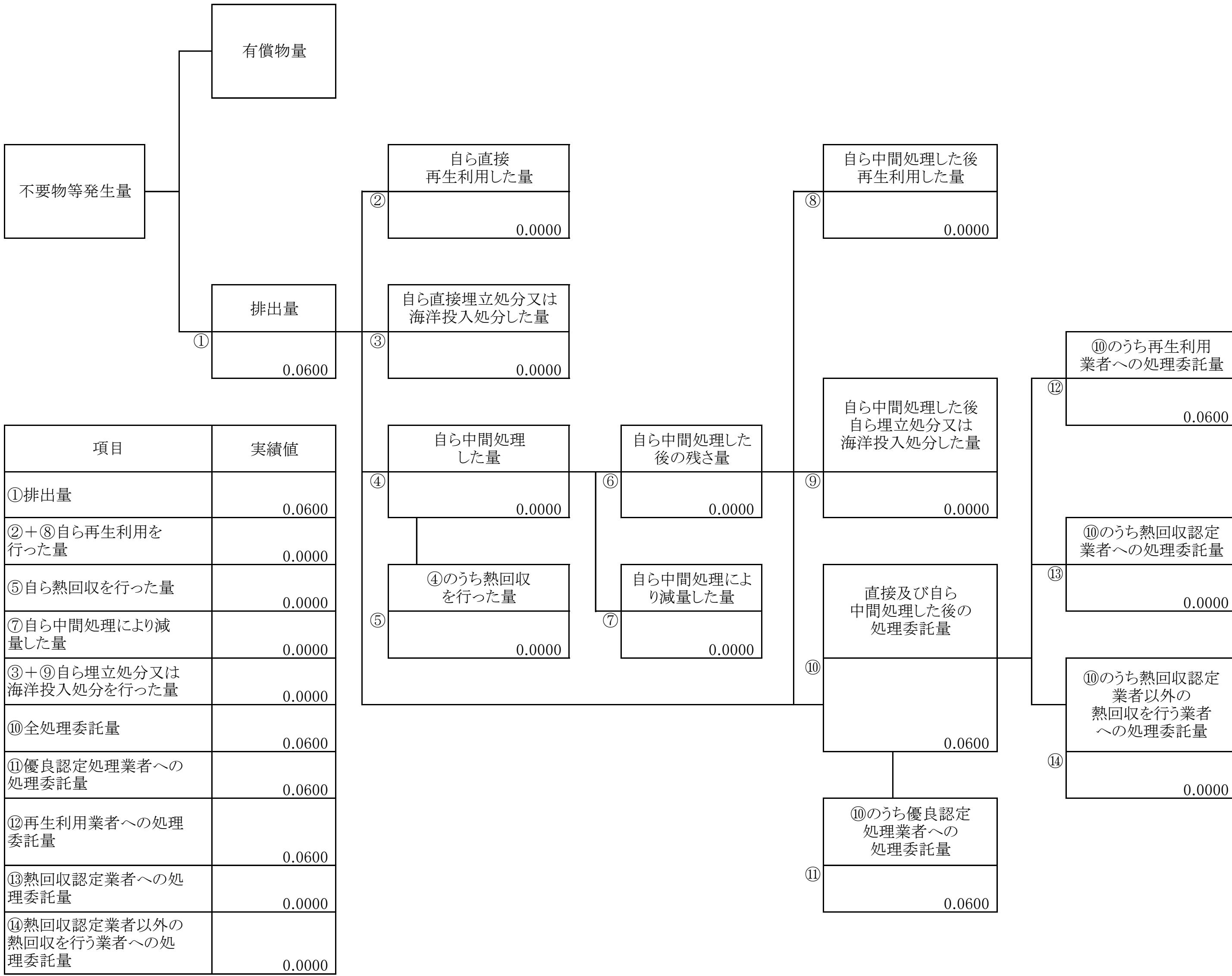
(特別管理産業廃棄物の種類:腐食性廃アルカリ)



(第2面)

計画の実施状況

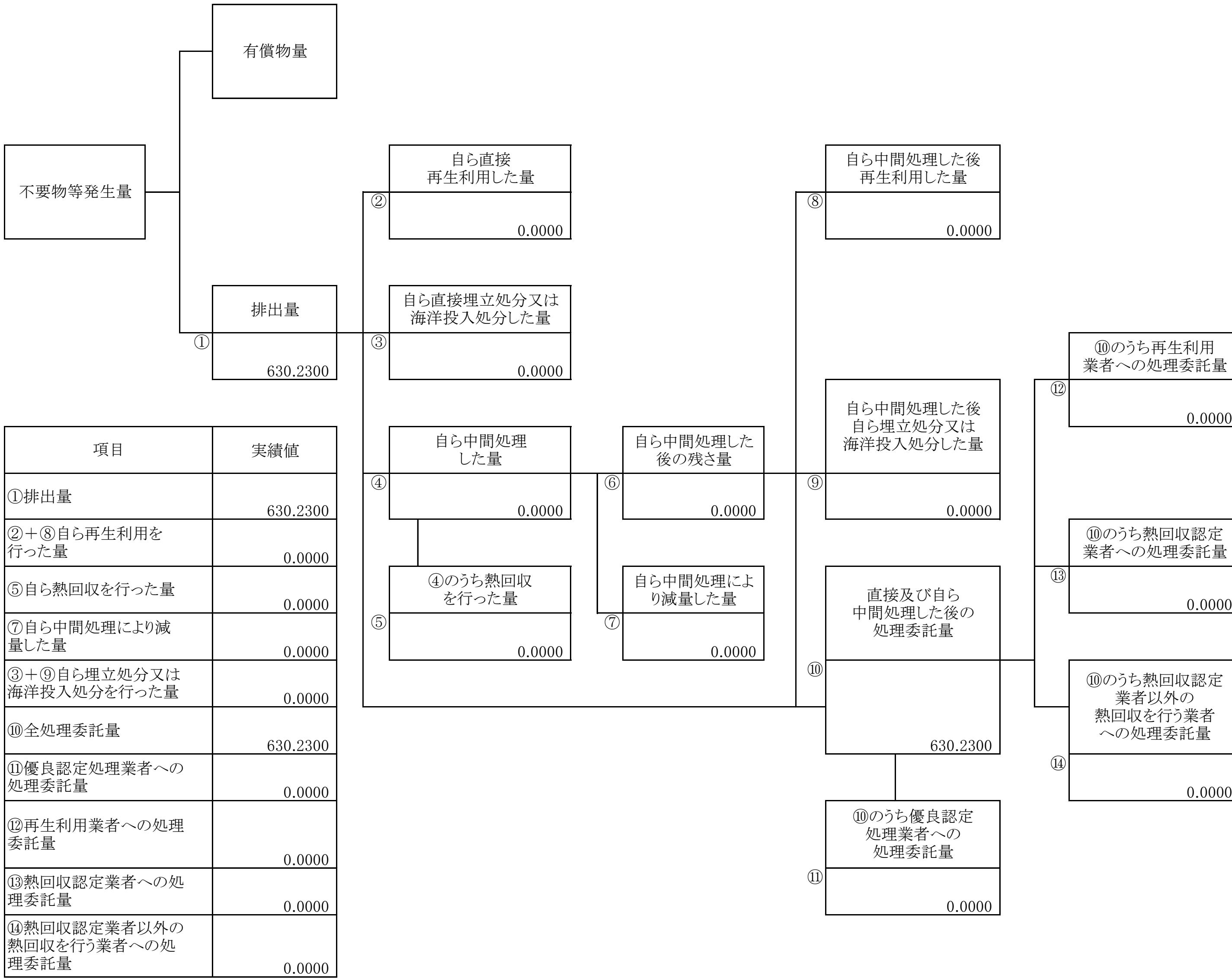
(特別管理産業廃棄物の種類:感染性廃棄物)



(第2面)

計画の実施状況

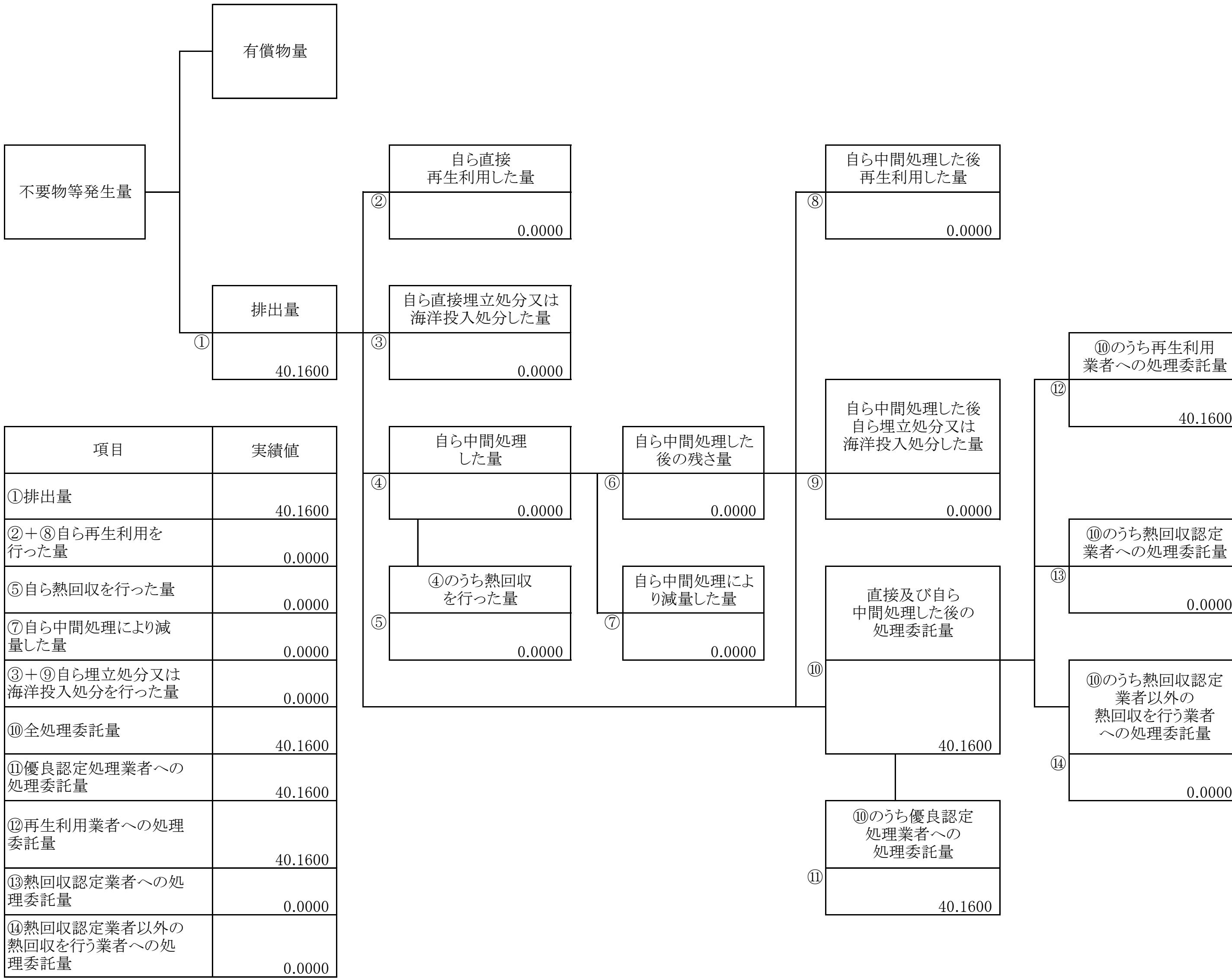
(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害汚泥)



(第2面)

計画の実施状況

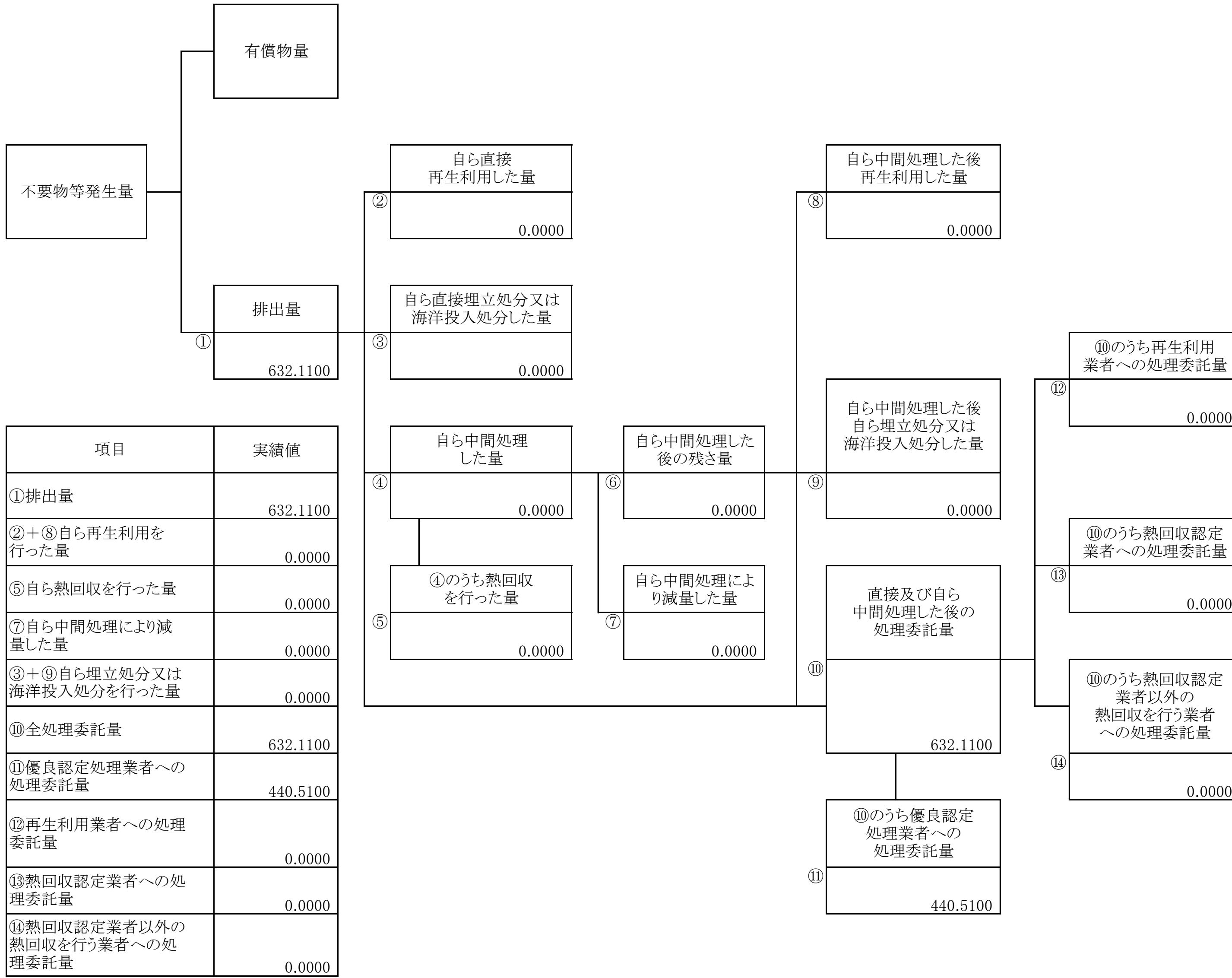
(特別管理産業廃棄物の種類:PCB汚染物)



(第2面)

計画の実施状況

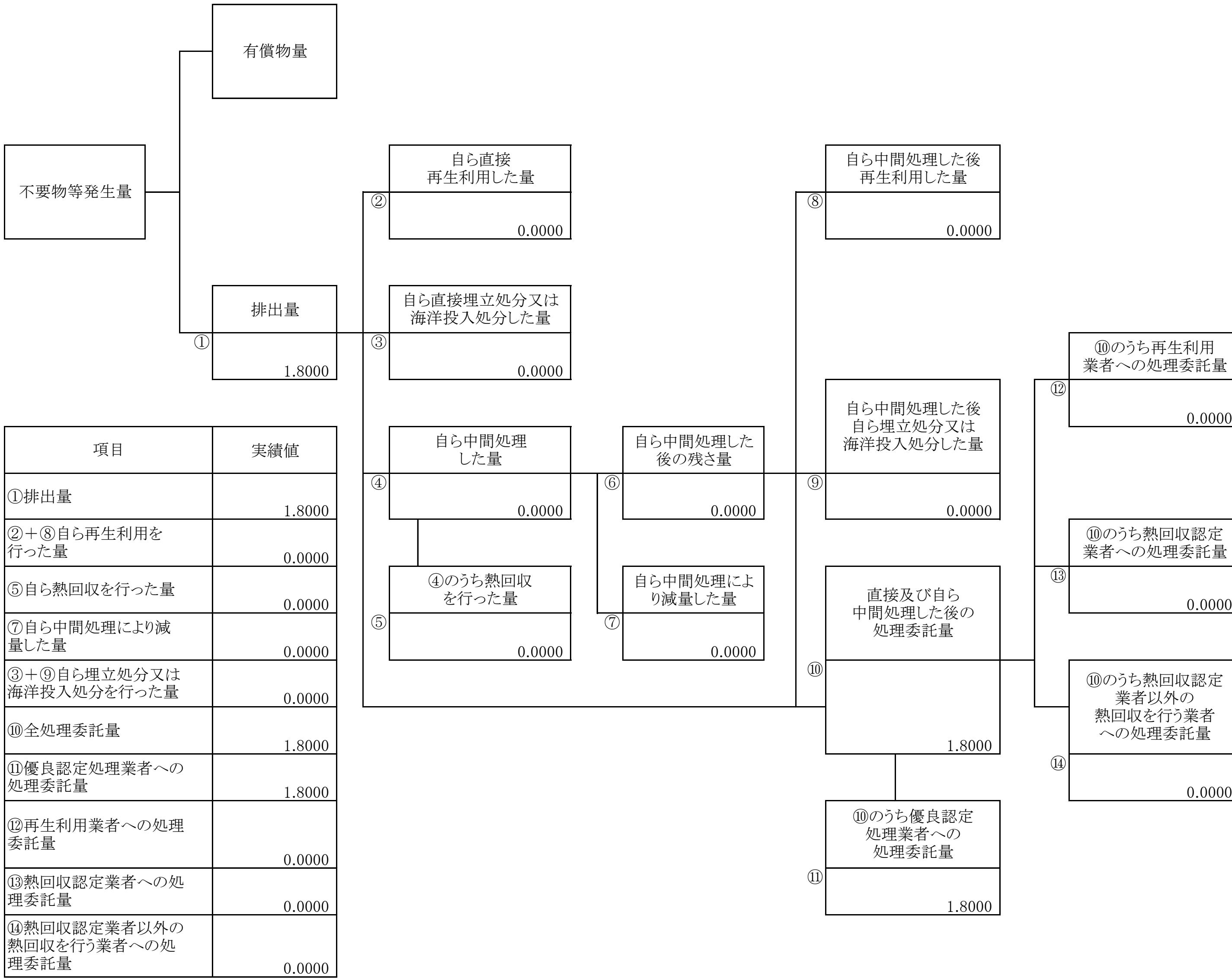
(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害鉱さい)



(第2面)

計画の実施状況

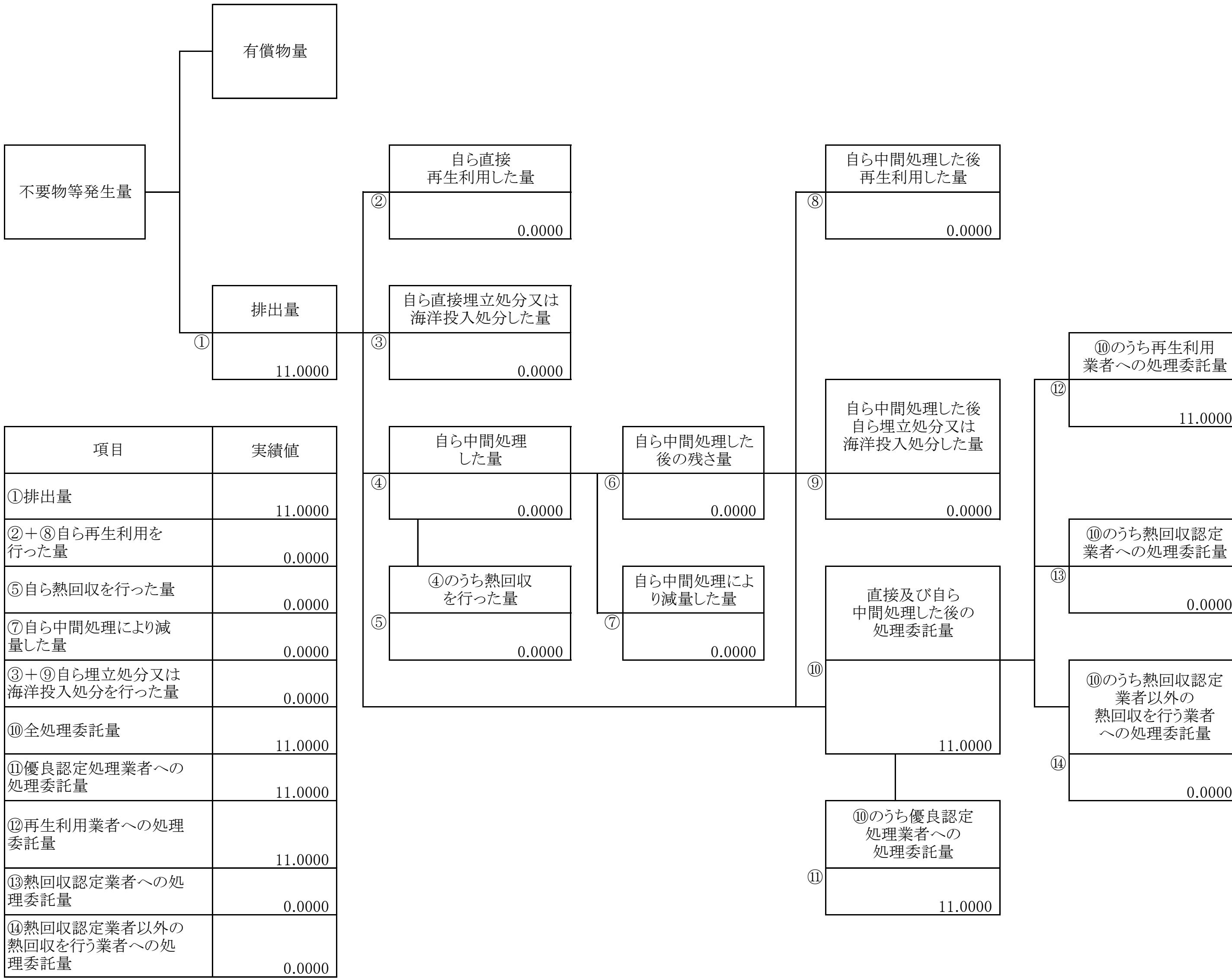
(特別管理産業廃棄物の種類:引火性廃油)



(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等)



(第2面)

別紙(品目別一覧) 表一
(2022年度実績)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。